

名張市立病院院内感染対策指針

1. 院内感染対策の基本的な考え方

患者と病院職員に安全で快適な医療環境を提供するために、感染予防と感染制御の対策に取り組みます。

2. 院内感染対策の組織

病院における感染対策の策定と推進のために、院内感染防止対策委員会を設置し、月 1 回定例会議を開催します。

感染対策実施のために、感染管理室・感染防御チームを設置し職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動を行い、感染対策の実務を担当します。

3. 職員の感染防止対策研修

感染防止に関する意識の向上を図るため、全体研修を年 2 回行うほか、必要に応じて随時研修を行います。

4. 感染症発生状況の報告

病院における感染症の発生状況は、感染管理室・感染防御チームが把握し院内感染防止対策委員会に報告し院内に周知します。

5. 院内感染発生時の対応

感染症患者が発生した場合は、感染管理室・感染防御チームに報告し、感染防御チームが必要な対応を行います。「感染症患者」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律」の対象疾患や院内感染の恐れのあると判断されるものすべてをいいます。

感染症患者の発生の緊急時(重大な院内感染等の発生)には感染防御チームが速やかな対策を講じます。

届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

6. 抗菌薬の適正使用

個々の患者に対して最大限の治療効果を導くと同時に、有害事象をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染治療が完了でき(最適化する)耐性菌の発生予防に努め、薬剤の選択、投与量、投与経路、投与期間などの設定を行います。

7. 患者等による指針の閲覧

この指針は、患者等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院のホームページに掲載等を行い積極的な閲覧の推進に努めます。

8. 院内感染対策の推進

院内感染防止対策マニュアルを整備して、定期的な見直しと病院職員への周知徹底を図ります。

9. 地域における感染対策の推進

地域の医療施設・教育機関等における感染対策に対する相談に応じます。

病院長